

平成26年9月22日

平成28年4月1日改正

モニタリングに係る「特段の事情」の取扱いについて

高梁市健康福祉部介護保険課

1. 居宅介護支援事業におけるモニタリングについて

モニタリングの実施に当たっては、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅を訪問し、利用者に面接して行うこととなっている。

この「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれないものとされる。

2. 特段の事情の範囲

本市における特段の事情に該当する事例は、次のとおりとする。

- (1) 岡山県発出の「居宅介護支援事業におけるモニタリングについて」（平成21年2月27日、長寿第1683号）に掲げる例1から例3に該当する事例。
- (2) (1)に掲げる事例以外で、個別の事情で在宅での介護が困難になった場合により短期入所サービスの利用が継続している事例等で、本人・家族等と相談し、状況を把握したうえ、他の居宅サービス又は地域密着サービスの利用が不可能と判断した場合。

3. 特段の事情に係る内容確認

- (1) 内容確認を行う事例は、2(2)に該当するため居宅でのモニタリングができず、居宅以外での場所でモニタリングを実施する場合とする。

なお、2(1)に該当する場合は、本市への内容確認は不要であるが、当該特段の事情がある場合は、その具体的内容を居宅サービス計画等に詳細に記載しておくこと。

- (2) 内容確認に当たっては次のとおりとする。

- ①月を通して自宅に帰ることができず、居宅でのモニタリングが行えないことが予想される場合、そのような状況になった時点で、予め相談すること。
- ②相談後、居宅でのモニタリングが行えなかった場合に、翌月1～5日（5日が土日の場合は前日又は前々日）の間に、介護保険課介護保険係へ『「特段の事情」によるモニタリング確認申請書』を提出すること。
- ③提出内容を確認し、必要に応じて電話等で追加聞き取りをする。その後本市にて検討・判断し、「特段の事情」に該当するか否かを10日までに電話連絡する。支援の内容によっては、「特段の事情」と認められない場合もある。

4. 特段の事情に該当する場合のモニタリング

モニタリングの趣旨は、利用者本人の心身の状況を始め、家族や居宅周辺の生活環境の把握、サービス事業所等との情報交換にある。そのため特段の事情に該当する場合でも、少なくとも利用者の居所を訪問し、利用者との面接を行い、利用者の解決すべき課題の変化に留意するとともに、家族との継続的な連絡を行うこと。

また、モニタリングを行った場合、その具体的な内容を記録しておくことが必要であり、この記録がない場合には、減算の対象とする。

なお、モニタリングの結果の記録については、**5年間保管**しておくものとする。

5. 「特段の事情」に該当すると判断を受けた場合のその後の取扱い

特段の事情の判断は継続的に認められるものではなく、初回に判断を受けた翌月以降も判断が必要な月については書面により本市に申請し、その月において特段の事情に該当するものかの判断を受ける必要がある。

申請書の申請区分及び記入項目については、次のとおりとする。

(1) 新規

- ・初めて居宅でモニタリングができなかった場合
- ・過去に「特段の事情」と判断を受け、翌月以降は居宅でモニタリングができていたが、その後、居宅でモニタリングができなかった場合。

※申請書の太枠内の項目及びその他全ての項目を記入する。

(2) 継続

新規申請し「特段の事情」と判断を受けた後、翌月以降も引き続き居宅でのモニタリングが困難であった場合。

※申請書の太枠内の項目と新規の内容から追加・変更があった項目を記入する。(内容に追加・変更がない場合は太枠内の項目のみの記入で構わない。)

(3) 終了

申請により「特段の事情」となった者が、介護施設等への入所が決定した等、当該特段の事情に該当するモニタリングの必要が無くなった場合。

※申請書の太枠内の項目及び入所・死亡等の内容を「居宅でモニタリングができない理由」欄に記入する。急な死亡等により、本人面接が行えなかった場合は、その旨記入する。

提出・問い合わせ先

高梁市健康福祉部介護保険課介護保険係

TEL 0866-21-0299